

第34回国立大学日本語教育研究協議会主催

地域の日本語教育推進の施策とこれからの日本語教育人材 —文化庁の日本語教育施策と審議会の審議状況—



文化庁 広報誌 **ぶんかる** キャラクター **ぶんちゃん**

令和元年5月24日（金）

文化庁国語課

日本語教育専門職 増田 麻美子

nihongo@mext.go.jp

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（概要）

平成30年12月25日

我が国に在留する外国人は近年増加(264万人)、我が国で働く外国人も急増(128万人)、新たな在留資格を創設(平成31年4月施行)
⇒ **外国人材の適正・円滑な受入れの促進に向けた取組**とともに、**外国人との共生社会の実現に向けた環境整備**を推進する。今後対応策の充実を図る。 **総額211億円**(注)

外国人との共生社会の実現に向けた意見聴取・啓発活動等

- (1) 国民及び外国人の声を聴く仕組みづくり
 - 『国民の声』を聴く会議』において、国民及び外国人双方から意見を継続的に聴取
- (2) 啓発活動等の実施
 - 全ての人が互いの人権を大切に支え合う共生社会の実現のため、「心のバリアフリー」の取組を推進

生活者としての外国人に対する支援

- (1) 暮らしやすい地域社会づくり
 - ① 行政・生活情報の多言語化、相談体制の整備
 - 行政・生活全般の情報提供・相談を多言語で行う一元窓口に係る地方公共団体への支援制度の創設（「多文化共生総合相談ワンストップセンター(仮)」（全国約100か所、11言語対応）の整備）【20億円】
 - 安全・安心な生活・就労のための新たな「生活・就労ガイドブック(仮)」（11言語対応）の作成・普及
 - 多言語音声翻訳システムのプラットフォームの構築【8億円】と多言語音声翻訳システムの利用促進
 - ② 地域における多文化共生の取組の促進・支援
 - 外国人材の受入れ支援や共生支援を行う受け皿機能の立ち上げ等地域における外国人材の活躍と共生社会の実現を図るための地方公共団体の先導的な取組を地方創生推進交付金により支援
 - 外国人の支援に携わる人材・団体の育成とネットワークの構築
- (2) 生活サービス環境の改善等
 - ① 医療・保健・福祉サービスの提供環境の整備等
 - 気象庁HP、Jアラートの国民保護情報等を発信するプッシュ型情報発信アプリ Safety tips 等を通じた防災・気象情報の多言語化・普及(11言語対応)、外国人にも分かりやすい情報伝達に向けた改善(地図情報、警告音等)
 - 三者間同時通訳による「119番」多言語対応と救急現場における多言語音声翻訳アプリの利用、災害時外国人支援情報コーディネーターの養成
 - ② 災害発生時の情報発信・支援等の充実
 - 気象庁HP、Jアラートの国民保護情報等を発信するプッシュ型情報発信アプリ Safety tips 等を通じた防災・気象情報の多言語化・普及(11言語対応)、外国人にも分かりやすい情報伝達に向けた改善(地図情報、警告音等)
 - 三者間同時通訳による「119番」多言語対応と救急現場における多言語音声翻訳アプリの利用、災害時外国人支援情報コーディネーターの養成
 - ③ 交通安全対策、事件・事故、消費者トラブル、法律トラブル、人権問題、生活困窮相談等への対応の充実
 - 交通安全に関する広報啓発の実施、運転免許学科試験等の多言語対応
 - 「110番」や事件・事故等現場における多言語対応
 - 消費生活センター（「188番」）、法テラス、人権擁護機関（8言語対応）、生活困窮相談窓口等の多言語対応
 - ④ 住宅確保のための環境整備・支援
 - 賃貸人・仲介事業者向け実務対応マニュアル、外国語版の賃貸住宅標準契約書の普及(8言語対応)
 - 外国人を含む住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録、住宅情報提供、居住支援等の促進
 - ⑤ 金融・通信サービスの利便性の向上
 - 金融機関における外国人の口座開設に係る環境整備、多言語対応の推進、ガイドラインの整備
 - 携帯電話の契約時の多言語対応の推進、在留カードによる本人確認が可能である旨の周知の徹底
- (3) 円滑なコミュニケーションの実現
 - ① 日本語教育の充実
 - 生活のための日本語の標準的なカリキュラム等を踏まえた日本語教育の全国展開（地域日本語教育の総合的体制づくり支援、日本語教室空白地域の解消支援等）【6億円】
 - 多様な学習形態のニーズへの対応（多言語ICT学習教材の開発・提供、放送大学の教材やNHKの日本語教育コンテンツの活用・多言語化、全ての都道府県における夜間中学の設置促進等）
 - 日本語教育の標準等の作成（日本版CEFR（言語のためのヨーロッパ(共通参照枠)））
 - 日本語教師のスキルを証明する新たな資格の整備
 - ② 日本語教育機関の質の向上・適正な管理
 - 日本語教育機関の質の向上を図るための告示基準の厳格化（出席率や不法残留者割合等の抹消基準の厳格化、日本語能力に係る試験の合格率等による数値基準の導入等）
 - 日本語教育機関に対する定期的な点検・報告の義務付け
 - 日本語教育機関の日本語能力に関する試験結果等の公表義務・情報開示の充実
 - 日本語教育機関に関する情報を関係機関で共有し、法務省や外務省における査証審査に活用

(4) 外国人児童生徒の教育等の充実

- 日本語指導に必要な教員定数の義務標準法の規定に基づき着実な改善と支援員等の配置への支援【3億円】
- 地方公共団体が行う外国人児童生徒等への支援体制整備（ICT活用、多様な主体との連携）
- 教員等の資質能力の向上（研修指導者の養成、地方公共団体で実施する研修への指導者派遣等による全国的な研修実施の促進）
- 地域企業やNPO等と連携した高校生等のキャリア教育支援、就学機会の確保【1億円】

(5) 留学生の就職等の支援

- 大卒者・クールジャパン分野等の専修学校修了者の就職促進のための在留資格の整備等
- 中小企業等に就職する際の在留資格変更手続の簡素化
- 文部科学省による大学等の就職促進プログラムの認定等【6億円】
- 留学生の就職率の公表の要請、就職支援の取組状況や就職状況に応じた教育機関に対する奨学金の優先配分、介護人材確保のための留学・日本語学習支援の充実【14億円】
- 業務に必要な日本語能力レベルの企業ごとの違いなどを踏まえた多様な採用プロセスの推進
- 産官学連携による採用後の多様な人材育成・待遇などのベストプラクティスの構築・横展開

(6) 適正な労働環境等の確保

- ① 適正な労働条件と雇用管理の確保、労働安全衛生の確保
 - 労働基準監督署・ハローワークの体制強化、外国人技能実習機構の体制強化、「労働条件相談ほっとライン」の多言語対応（8言語対応）
 - 「外国人労働者相談コーナー」・「外国人労働者向け相談ダイヤル」における多言語対応の推進・相談体制の拡充
- ② 地域での安定した就労の支援
 - ハローワークにおける多言語対応の推進（11言語対応）と地域における再就職支援
 - 地域ごとの在留外国人の状況を踏まえた情報提供・相談の多言語対応、職業訓練の実施

(7) 社会保険への加入促進等

- 法務省から厚生労働省等への情報提供等による社会保険への加入促進
- 医療保険の適正な利用の確保（被扶養認定において原則として国内居住要件を導入、不適正事案対応等）
- 納税義務の確実な履行の支援等の納税環境の整備

外国人材の適正・円滑な受入れの促進に向けた取組

- (1) 悪質な仲介事業者等の排除
 - 二国間の政府間文書の作成（9か国）とこれに基づく情報共有の実施
 - 外務省（在外公館）、警察庁、法務省、厚生労働省、外国人技能実習機構等の関係機関の連携強化による悪質な仲介事業者（ブローカー）等の排除の徹底と入国審査基準の厳格化
 - 悪質な仲介事業者等の把握に向けた在留申請における記載内容の充実
- (2) 海外における日本語教育情報の充実

- ① 日本語教育の充実
 - 生活のための日本語のカリキュラム等を踏まえた日本語教育の全国展開
 - 多言語ICT日本語学習教材の開発
 - 日本語教育の標準等の作成（日本版CEFR）
 - 日本語教師の資格の整備

(注) 予算額は30年度補正(2号)予算、31年度予算の措置額。このほか、関連予算として、地方創生推進交付金1,000億円のうち、(独)日本語生支援機構運営費交付金がある。



- この10年で、小学校、中学校、高等学校等における日本語指導が必要な児童生徒数(2016年:4.4万人(1.8万人増))及びそれ以外の国内の日本語学習者数(2017年:24万人(7.6万人増))は大幅に増加。
- こうした状況に加えて、深刻な人手不足を踏まえ、入管法等が改正され、新たな在留資格「特定技能」が創設(2019年4月施行)。
- 外国人の受入れ拡大に向け、**外国人が教育・就労・生活の場で円滑にコミュニケーションできる環境を整備**するため、**日本語教育・外国人児童生徒等に向けた教育の充実**を図る。

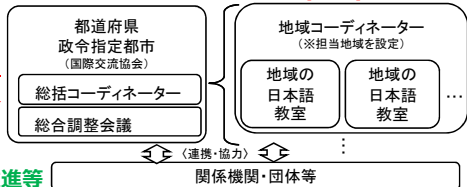
I. 生活者としての外国人に対する日本語教育の充実

2019年度予算額(案) 804百万円 (前年度予算額 221百万円)

(1) 外国人に対する日本語教育機会の提供

○地域日本語教育の総合的な体制づくりの推進 497百万円 (新規)

都道府県・政令指定都市が、関係機関等と有機的に連携しつつ行う、**日本語教育環境を強化するための総合的な体制づくりを推進**する。



○日本語教室空白地域解消の推進等 140百万円 (50百万円)

日本語教室の開設されていない市区町村に住む外国人のため、日本語教育のノウハウを有していない自治体を対象とした**アドバイザーの派遣**、インターネット等を活用した**日本語学習教材 (ICT教材) の開発等**を実施。

○日本語教育の先進的取組に対する支援等 90百万円 (128百万円)

NPO法人や公益法人等が行う、日本語教室の教育上の課題や広域的活動に伴う課題等を解決するための**先進的取組への支援等**を実施。



(文化庁委託事業による地域の日本語教室の例)

(2) 日本語教育人材の確保等

○日本語教育人材の質の向上 63百万円 (28百万円)

文化審議会国語分科会がとりまとめた「**日本語教育人材の養成・研修における教育内容**」等の普及のため、大学や日本語教育機関等の行う養成・研修カリキュラムの開発等を支援。

○日本語教育のための基盤的取組の充実 14百万円 (15百万円)

①日本語教育に関するポータルサイト(NEWS)の運用、②日本語教育関係者が情報共有等を行う日本語教育大会等の開催、③調査研究の実施。

II. 外国人児童生徒等への教育の充実

2019年度予算額(案) 549百万円 (前年度予算額 265百万円)

(1) 共生社会の実現に向けた外国人児童生徒の教育の充実

○日本語の指導を含むきめ細かな支援の充実 289百万円 (168百万円)

日本語指導補助者や母語支援員の活用による指導体制の構築など、自治体が**公立学校で行う外国人児童生徒等への支援体制の整備**に対する支援を行う。

○多言語翻訳システム等ICTを活用した支援の充実 200百万円 (新規)

きめ細かな就労相談や充実した日本語指導を実施するため、**多言語翻訳システム等ICTを活用した支援**を行う。

○教員等の資質能力の向上 12百万円 (12百万円)

外国人児童生徒等教育を担う教員等の資質能力の向上を図るために、教育委員会・大学等が実施すべき研修内容等をまとめた「**モデル・プログラム**」を**開発・普及**する。

○外国人高校生等に対するキャリア教育等の充実 100百万円 (新規)

高校やNPO等が中心となり、企業やボランティアなどの地域の関係団体等と連携し、**外国人の高校生等に対する包括的な支援**を行う取組を支援。

(2) 外国人に向けた漏れのない教育機会の提供

○定住外国人の子供の就学促進事業 80百万円 (43百万円)

日本語の基礎的な学習機会等を提供し、公立学校等への就学に必要な支援を学校外において実施する自治体を補助。



○夜間中学における就学機会の提供推進 46百万円 (36百万円)

夜間中学に通う生徒の約8割が外国籍の者であること等を踏まえ、**夜間中学の設置促進と、夜間中学の教育活動の充実や受け入れる生徒の拡大**を図るための調査研究等を行う。

【関連施策】 外国人留学生の国内就職支援

- 留学生就職促進プログラム 370百万円 (362百万円)
- 専修学校グローバル化対応推進支援事業 196百万円 (195百万円)
- 日本留学海外拠点連携推進事業 450百万円 (310百万円)

日本人と外国人が共に暮らし発展する共生社会の実現

2

地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業

2019年度予算額(案) 497百万円 (新規)

【目的】 新しい在留資格の創設等の**国の政策によって**、今後、在留外国人の**更なる急増**が見込まれる中、外国人を日本社会の一員として受け入れていく(社会包摂)ため、日本語能力が十分でない外国人が生活等に必要日本語能力を身に付けられるよう、**地方公共団体が、関係機関等と有機的に連携しつつ行う、日本語教育環境を強化するための総合的な体制づくりを推進**し、もって、「生活者としての外国人」の日本語学習機会の確保を図る。

プログラムA

〈主な目的〉

- 国と地方公共団体が、**地域の日本語教育の実態や課題等を把握**
- 都道府県・政令指定都市が、日本語教育実施の具体的な**計画策定**を通じ、今後の対応方針を明確化

〈概要〉

○地域の実態調査

外国人等の現況、市区町村の体制や取組状況、地域コミュニティと外国人との関係、地域の日本語教育の課題等を調査

○実施計画策定

地域の日本語教育実施の具体的な計画を策定

○採択件数:**30件程度** (1年間)

○補助率:**2分の1**

○補助額:1件当たり**450万円**程度を想定

2年目以降に一部Bに移行

プログラムB

〈主な目的〉

- 都道府県・政令指定都市における体制づくりのための取組を財政的に支援し、全国各地に日本語教育が行き渡ることを目指す。

〈概要〉

○総合的な体制づくりのための取組への補助

都道府県・政令指定都市に地域日本語教育の**司令塔機能**を置くとともに、**地域日本語教育コーディネーター**が、当該**地域や外国人の特性等に対応**した教育プログラムを策定し、地域内の日本語教室への指導・助言等を行うような**総合的な体制づくり**のための取組を財政的に支援。

その際、事業計画が、地域や外国人の実態・特性を十分に踏まえたものとなること、また、大学などの関係機関・団体等との有機的な連携が図られていること等、より実効性の高い計画となることを促進。

○優良事例等の普及

国は、優良事例について、会議やポータルサイト等を通じて、その普及を図る。

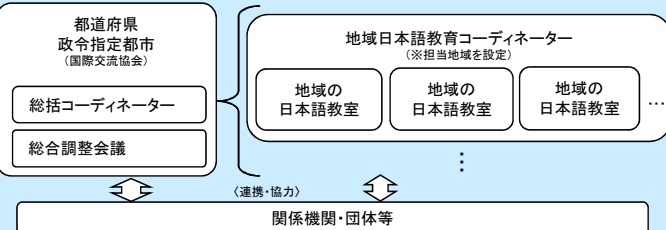
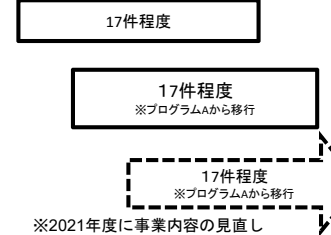
○採択件数:**17件程度**

○補助率:**2分の1**

○補助額:1件当たり**1900万円**程度を想定

〈年度進行のイメージ〉

2019 2020 2021 2022 2023 2024

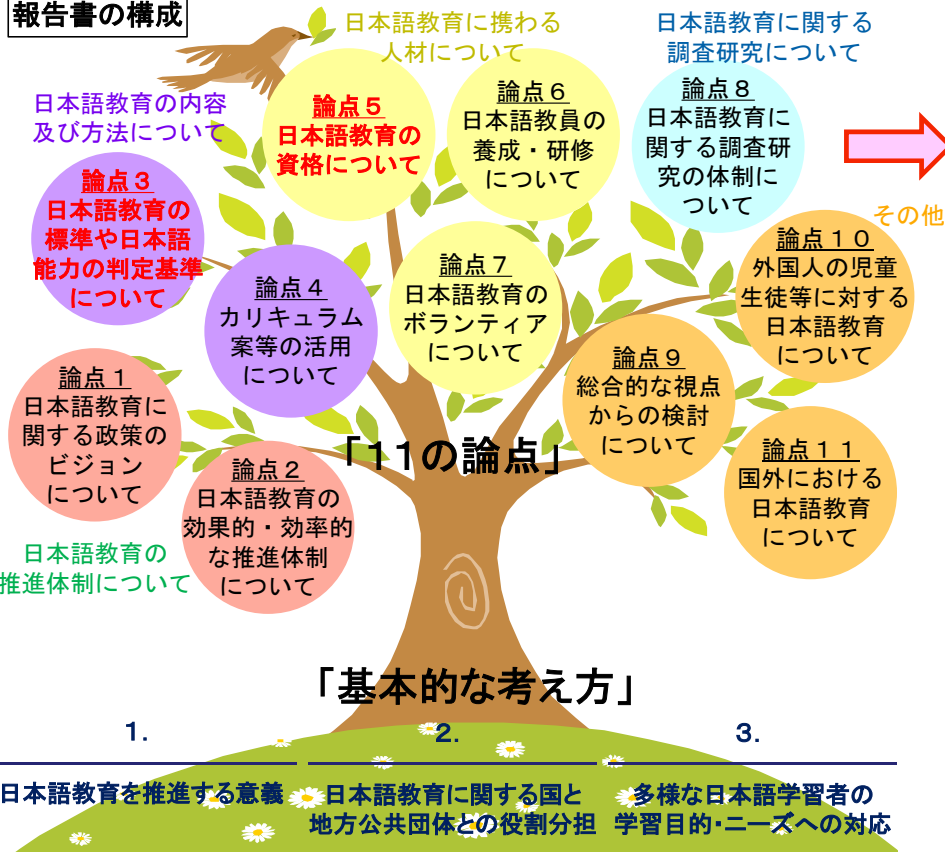


○都道府県・政令指定都市日本語教育推進会議
○日本語教育のポータルサイト(NEWS)等を通じて、優良事例等の成果を全国に普及

日本全国で外国人に対する日本語教育体制が確立し、全国各地に日本語教育が行き渡る

○文化審議会国語分科会日本語教育小委員会(平成19年7月設置)では、平成24年5月28日に日本語教育小委員会に「課題整理に関するワーキンググループ」を設置。日本語教育を推進する意義等について再確認するための検討を行い、改めて「**基本的な考え方**」を整理。その上で、今後、具体的な施策の方向性や日本語教育の推進方を議論していく際の「**検討材料**」として「**11の論点**」を整理。

報告書の構成



これまでの検討状況

平成26年1月31日に「日本語教育の推進に当たっての主な論点に関する意見の整理について(報告)」を取りまとめ。

平成26年5月から、論点7「日本語教育のボランティアについて」論点8「日本語教育に関する調査研究の体制について」審議を行い、

平成28年2月29日に「地域における日本語教育の推進に向けて(報告)」を取りまとめ。

平成28年5月から、論点6「日本語教育の養成・研修について」審議を行い、平成30年3月2日に「日本語教育人材の養成・研修の在り方について(報告)」を取りまとめ。

平成31年3月4日に「日本語教育人材の養成・研修の在り方について(報告) 改正版」を取りまとめ。

今期の審議予定

論点5 「日本語教育の資格について」引き続き、検討を行い、本年度中に結論。

論点3 「日本語教育の標準や日本語能力の判定基準について」検討を行っている。 4

日本語教育人材に求められる資質・能力

P.18

にほんご

1. 日本語教育人材に共通して求められる基本的な資質・能力

- (1) 日本語を正確に理解し的確に運用できる能力を持っていること。
- (2) 多様な言語・文化・社会的背景を持つ学習者と接する上で、文化的多様性を理解し尊重する態度を持っていること。
- (3) コミュニケーションを通じてコミュニケーションを学ぶという日本語教育の特性を理解していること。

2. 専門家としての日本語教師に求められる資質・能力

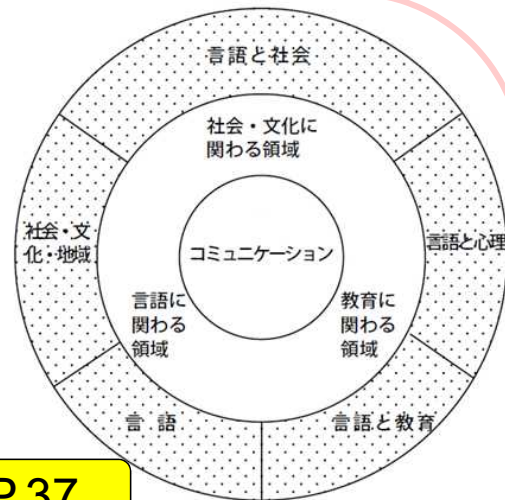
- (1) 言語教育者として必要とされる学習者に対する実践的なコミュニケーション能力を有していること。
- (2) 日本語だけでなく多様な言語や文化に対して、深い関心と鋭い感覚を有していること。
- (3) 国際的な活動を行う教育者として、グローバルな視野を持ち、豊かな教養と人間性を備えていること。
- (4) 日本語教育に関する専門性とその社会的意義についての自覚と情熱を有し、常に学び続ける態度を有していること。
- (5) 日本語教育を通じた人間の成長と発達に対する深い理解と関心を有していること。

3. 役割・段階ごとに求められる日本語教育人材の資質・能力について、知識・技能・態度に分けて整理

日本語教師の養成における教育内容

1. 基本的な在り方（平成12年報告を踏襲）

日本語教育とはコミュニケーションそのものであり、教授者と学習者とが相互に学び、教え合う実践的なコミュニケーション活動である。教育内容の領域は、コミュニケーションを核として、三つの領域、五つの区分がある。



2. 5区分における「必須の教育内容」50

P.37

- ①社会・文化・地域…日本の在留外国人施策，多文化共生，言語政策 等
- ②言語と社会…社会言語学，コミュニケーションストラテジー，多言語・多文化主義 等
- ③言語と心理…言語学習，談話理解，習得過程，異文化受容・適応 等
- ④言語と教育…日本語教育プログラムの理解と実践，教授法，評価法，教育実習，著作権 等
- ⑤言語…日本語教育のための日本語分析，文法，音韻音声，文字と表記，形態・語彙，対照言語学等

6

日本語教師の養成における教育実習

P.38

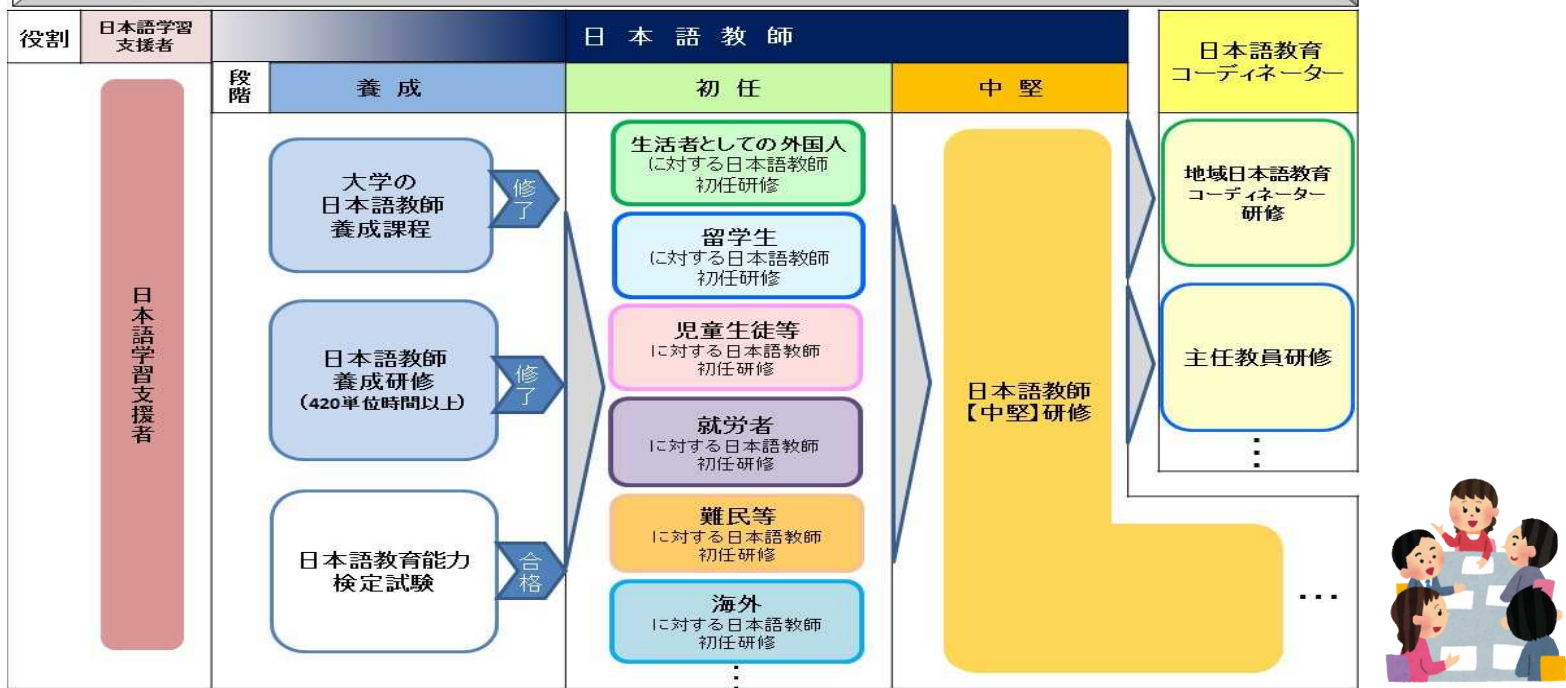
日本語教師【養成】における教育実習とは、日本語学習者を想定して行う実際の指導及びそれに関連する授業のことを指す。

教育実習の指導項目としては、以下①～⑥を全て含めること。

教育実習の指導項目	実習内容(例)
①オリエンテーション	○教育実習全体の目的の理解 ○教育実習の構成要素と内容の理解 ○学習者レベル別，対象別の教育実習に対する留意事項
②授業見学	○授業見学のポイントや視点の理解 ○授業見学及び振り返り ○授業ビデオ観察及び振り返り
③授業準備	○教壇実習に向けた指導項目の分析 ○教壇実習に向けた教案作成 ○教壇実習に向けた教材準備(分析・活用・作成)
④模擬授業	○模擬授業及び振り返り
⑤教壇実習	○教壇実習及び振り返り
⑥教育実習全体の振り返り	○教育実習全体としての振り返り

7

(参考)日本語教育人材の役割・段階・活動分野に応じた養成・研修のイメージ



日本語教育人材		受講対象	養成・研修の実施機関
日本語教師	養成	○日本語教師を目指す者	○大学等の教育研修機関
	初任	○日本語教師【養成】を修了した者 ○当該活動分野で新たに日本語教育に携わる者	○教育現場におけるOJT研修や大学等の教育研修機関
	中堅	○各活動分野において初級から上級学習者の指導に十分な経験(2400単位時間以上※)を有する者	○大学等の教育研修機関
日本語教育コーディネーター	地域日本語教育コーディネーター	○中堅を経て、地域日本語教育において3年以上の実務経験を有し、地方公共団体等でコーディネート業務にあたる者	○文化庁、地方公共団体及び大学等の教育研修実施機関
	主任教員	○日本語教育機関において常勤経験3年以上を有する者	○大学等の教育研修機関
日本語学習支援者		○多文化共生・日本語教育に興味関心を持つ者	○地方公共団体、大学等の教育研修機関、NPO等

※1単位時間は45分以上とする。



日本語教育の人材養成及び現職者研修カリキュラムの開発事業

(2018年度予算額 28百万円)
(2019年度予算額 63百万円)

事業概要

文化審議会国語分科会が日本語教育人材の資質・能力の向上を図ることを目的として、平成31年3月に取りまとめた「日本語教育人材の養成・研修の在り方について(報告)(改定版)」で示す「日本語教育人材の養成・研修の在り方及び教育内容」(以下、「教育内容等」という。)の普及を図るため、これらに基づくプログラム等の開発及び養成・研修の実施を委託事業として実施する。

●経済財政運営と改革の基本方針2018 ●未来投資戦略2018 ●規制改革実施計画 (左記、いずれも平成30年6月15日閣議決定)

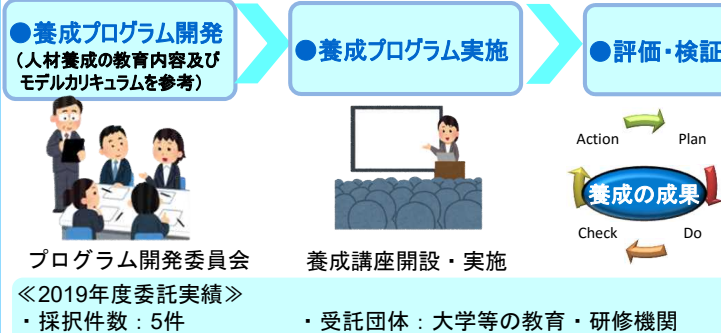
背景・趣旨

- 外国人の日本語学習者が増加する中、日本語教育の水準を向上するためには、日本語教育人材の資質・能力の向上が不可欠。
- このため、文化審議会国語分科会では日本語教育人材の資質・能力の向上を目的として、「日本語教育人材の養成・研修の在り方について(報告)」を平成30年3月に取りまとめた。(活動分野は、「生活者としての外国人」、「留学生」、「児童生徒等」の3分野)
- 2018年度は、活動分野「就労者」、「難民等」、「海外在住の日本語学習者」の教育内容及びモデルカリキュラムについて審議を行い、平成30年3月の報告書の改定版を取りまとめた。
- 上記の審議会報告で提言された養成・研修の「教育内容等」の普及を図るためには、「教育内容等」を実際に養成・研修の現場で適用し、効果的な運用モデルを構築することが必要であり、そのため本事業を2018年度から実施している。

日本語教師養成

対象：これから日本語教師を目指す者

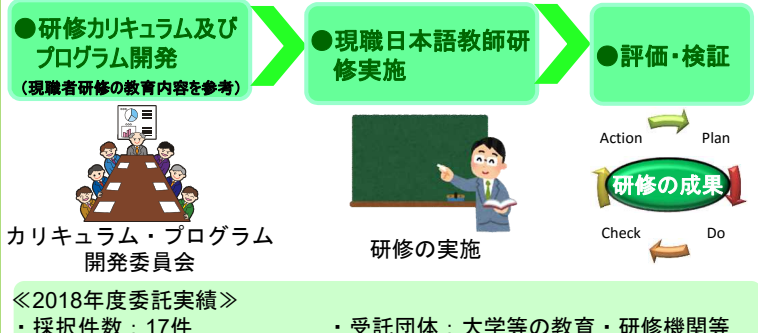
日本語教師養成プログラムの開発・実施



現職日本語教師研修

対象：既に日本語教育に携わる者

現職者研修カリキュラム・プログラムの開発・実施



文化審議会国語分科会日本語教育小委員会委員名簿

(敬称略・五十音順)

いし	い	えり	こ	石井 恵理子	東京女子大学教授
いの	うえ	やす	お	井上 靖夫	学校法人柴永国際学園JET日本語学校長
おお	き	よし	のり	大木 義徳	株式会社三井物産戦略研究所国際情報部主席研究員
かね	だ	とも	こ	金田 智子	学習院大学教授
かみ	よし	う	いち	神吉 宇一	武蔵野大学大学院准教授
とう	まつ	よう	いち	東松 陽一	愛知県県民文化局県民生活部社会活動推進課多文化共生推進室長
と	だ	さ	わ	戸田 佐和	公益社団法人国際日本語普及協会専務理事
ね	ぎし	まさ	し	根岸 雅史	国立大学法人東京外国語大学総合国際学研究院教授
の	だ	ひさ	し	野田 尚史	大学共同利用機関法人人間文化研究機構国立国語研究所教授
はま	だ	ま	り	浜田 麻里	国立大学法人京都教育大学教授
まつ	おか	よう	こ	松岡 洋子	国立大学法人岩手大学教授
みなみ	だ			南 田 あゆみ	三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 政策研究事業本部主任研究員
むら	た	はる	ふみ	村田 春文	独立行政法人国際交流基金日本語第1事業部長
めん	じゆ	とし	ひろ	毛受 敏浩	公益財団法人日本国際交流センター執行理事
ゆう	き	めぐみ		結城 恵	国立大学法人群馬大学教授

第19期日本語教育小委員会の審議の進め方について（案）

1. 検討内容

「日本語教育の推進に向けた基本的な考え方と論点の整理について（報告）」（平成25年2月18日）で取りまとめた11の論点のうち、以下の検討を行う。

1) 論点5. 日本語教育の資格について

前期に引き続き、日本語教育能力の判定について検討を行い、今期中に結論を得る予定。

2) 論点3. 日本語教育の標準や日本語能力の判定基準について

国内外の日本語学習者が日本語の習得段階に応じて求められる日本語教育の内容及び方法を明らかにし、外国人が適切な日本語教育を受けられ、評価できるようにするため、日本語教育の標準の策定に向けた検討を開始する。本年度は大枠としての共通参照レベル及び文字を含めた各レベル別の能力記述について検討を行う。

2. スケジュール ※日程、内容はいずれも予定。

日程	内容	1. 日本語教育能力の判定検討WG	2. 日本語教育の標準検討WG
5月17日（金） 11:10～13:10	国語分科会① (1) 日本語教育小委員会（第93回） 1) 主査・副主査の選出について 2) 日本語教育小委員会の会議の公開について 3) その他（ワーキンググループの設置等）	第1回 WG	第1回 WG
6月24日（月） 15:00～17:00	(2) 日本語教育小委員会（第94回） 1) 日本語教育能力の判定について 2) 日本語教育の標準について	第2回 WG 第3回 WG	
7月25日（木） 15:00～17:00	(3) 日本語教育小委員会（第95回） 1) 日本語教育能力の判定について 2) 日本語教育の標準について	第4回 WG	第2回 WG
9月20日（金） 15:00～17:00	(4) 日本語教育小委員会（第96回） 1) 日本語教育能力の判定について <中間報告（案）> 2) 日本語教育の標準について	<WG 報告（案）>	第3回 WG
10月～11月	国語分科会②		
11月	<意見募集：日本語教育能力の判定について>		第4回 WG <WG 報告（案）>
12月	(5) 日本語教育小委員会（第97回） 1) 日本語教育能力の判定について 2) 日本語教育の標準について		
1月	(6) 日本語教育小委員会（第98回） 1) 日本語教育能力の判定について <報告（案）> 2) 日本語教育の標準について <一次報告（案）>		
2月 （予備日）	(7) 日本語教育小委員会（第99回） 1) 日本語教育能力の判定について 2) 日本語教育の標準について		
2月～3月	国語分科会③		

※令和元年度日本語教育総合調査「大学における日本語教師養成課程の調査・研究」を実施予定。

ワーキンググループの設置について (案)

令和元年5月17日
文化審議会国語分科会
日本語教育小委員会決定

1 ワーキンググループの設置

「小委員会の設置について」(令和元年5月17日文化審議会国語分科会長決定) 2の規定に基づき、日本語教育小委員会に次の表の左欄に掲げるワーキンググループを置き、ワーキンググループの作業事項は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

名称	作業事項
日本語教育能力の判定に関する ワーキンググループ	(1) 日本語教師の養成課程及び試験・ 実習等の内容の検討について (2) その他
日本語教育の標準に関する ワーキンググループ	(1) 日本語教育の標準の策定に向けた 検討について (2) その他

2 ワーキンググループの構成

- (1) 各ワーキンググループに属すべき委員及び臨時委員は、日本語教育小委員会の主査が指名する。主査は、必要に応じ、委員・臨時委員以外の外部有識者を協力者として参加させることができる。
- (2) 各ワーキンググループに、座長を置き、当該ワーキンググループに属する委員及び臨時委員の互選により選任する。
- (3) その他、ワーキンググループの運営に関し、必要な事項は、日本語教育小委員会が定める。

3 議事の公開

- (1) ワーキンググループの議事は原則公開とし、議事録を作成し、これを公開するものとする。
- (2) ワーキンググループの作業経過及び作業結果は、ワーキンググループの座長が日本語教育小委員会に適宜報告する。

文化審議会国語分科会日本語教育小委員会
日本語教育能力の判定に関するワーキンググループ名簿

(敬称略)

- 井 上 靖 夫 学校法人柴永国際学園 J E T 日本語学校長
- 神 吉 宇 一 武蔵野大学大学院准教授
- 野 田 尚 史 大学共同利用機関法人人間文化研究機構国立国語研究所教授
- 戸 田 佐 和 公益社団法人国際日本語普及協会常務理事
- 浜 田 麻 里 国立大学法人京都教育大学教授

協力者： 小 林 ミナ 早稲田大学教授

協力者： 辻 和 子 ヒューマンアカデミー日本語学校東京校校長

文化審議会国語分科会日本語教育小委員会
日本語教育の標準に関するワーキンググループ名簿

(敬称略)

- 石 井 恵理子 東京女子大学教授
- 金 田 智 子 学習院大学教授
- 松 岡 洋 子 国立大学法人岩手大学教授

協力者： 宇 佐 美 洋 国立大学法人東京大学教授

協力者： 島 田 めぐみ 日本大学大学院総合社会情報研究科教授

協力者： 築 島 史 恵 独立行政法人国際交流基金日本語国際センター主任講師

協力者： 菊 岡 由 夏 独立行政法人国際交流基金日本語国際センター副主任

日本語教育能力の判定に関するワーキンググループ

○経 緯

平成25年に日本語教育小委員会に設置された論点整理に関するワーキンググループが取りまとめた「日本語教育の推進に向けた基本的な考え方と論点の整理について（報告）」において、論点5として「日本語教育の資格について」が示された。

平成28年同小委員会で論点6「日本語教育人材の養成・研修について」検討を行い、まとめられた報告を踏まえ、平成30年9月末から審議を開始し、平成31年3月に審議の経過報告として「日本語教育能力の判定に関する基本的な考え方」が示されたところである。

なお、平成30年12月「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議）に「日本語教師のスキルを証明する新たな資格の整備」が盛り込まれた。

○課 題

- ・ 在留外国人の増加に伴う日本語学習ニーズが拡大している。また、出入国管理及び難民認定法の改正等を踏まえ、今後も在留外国人の更なる増加が見込まれることから、日本語教育を担う専門家としての日本語教師の質の確保及び量的拡大が重要な課題となっている。

○目 的

- ・ 質の高い日本語教師を国内外で安定的に確保するため、日本語教師の日本語教育能力の判定の仕組みが必要である。判定の仕組みとして、日本語教師としての資質・能力を証明するための資格について検討を行う。

○方 法

- ・ 日本語教育小委員会での審議と並行して、小委員会の下にワーキンググループを設置し、審議のための検討及び資料作成を行う。
- ・ 平成31年度に示された「日本語教育能力の判定に関する基本的な考え方」を踏まえつつ、資格の創設に向けた検討を行う。

○検討事項（案）

- ① 資格の目的・意義
- ② 資格の名称・有効期限（更新研修等）
- ③ 試験の内容（「日本語教育人材の養成・研修の在り方について（報告）」で示された「必須の教育内容」に基づく。）
- ④ 受験資格
- ⑤ 判定の仕組み（教育実習）
- ⑥ 判定の仕組み（その他要件）
- ⑦ 経過措置
- ⑧ 試験の一部免除の導入の可能性
- ⑨ 更新研修（仮）の考え方
- ⑩ 日本語教師（初任・中堅・コーディネーター）に対する研修の推進・拡充

日本語教育の標準に関するワーキンググループ

○経 緯

平成25年に日本語教育小委員会に設置された論点整理に関するワーキンググループが取りまとめた「日本語教育の推進に向けた基本的な考え方と論点の整理について（報告）」において、論点3として「日本語教育の標準と日本語能力判定の基準について」が示された。

平成26年に日本語教育小委員会において「日本語教育の推進に当たっての主な論点に関する意見の整理について（報告）」が取りまとめられた。

なお、平成30年12月「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議）に「日本語教育の標準等の作成」が盛り込まれた。

○現状と課題

- ・ 特定技能の在留資格が新設されたことにより、就労を目的とした在留外国人が増加し、入国要件等に一定の日本語能力が課せられるようになった。しかし、国としての日本語教育の統一的な標準は策定されていない。
- ・ （独）国際交流基金がCEFR（ヨーロッパ共通言語参照枠）を参考に「JF日本語教育スタンダード」を策定し、海外における日本語教育で活用されている。国内では、国語分科会で策定された「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案について」（以下、「標準的なカリキュラム案」という。）が活用されている。これらを総合する視点が重要であるとの指摘がある。
- ・ 日本語がCEFR（ヨーロッパ共通言語参照枠）を参照する際に、日本語の文字（平仮名、片仮名、漢字、ローマ字）について新たに検討する必要がある。
- ・ 日本語教育の標準が策定されることにより、現在実施されている複数の日本語能力の判定テスト間の相互通用性が確保されることが期待される。

○目 的

- ・ 国内外の日本語学習者が日本語の習得段階に応じて求められる日本語教育の内容及び方法を明らかにし、外国人が適切な日本語教育を受けられ、評価できるようにするため、日本語教育の標準の策定に向けた検討を開始する。

○方 法

- ・ 日本語教育小委員会での審議と並行して、小委員会の下にワーキンググループを設置し、審議のための検討及び資料作成を行う。

○検討事項（案）

国内外における日本語学習及び日本語能力の判定の際に指標となる日本語教育の標準を策定する。その際、「JF日本語教育スタンダード」と「標準的なカリキュラム案」を参考とすることとし、国内外で共通の指標とする。

2018年にCEFR補遺版が示されていることから、これを踏まえ、日本語における共通参照レベル、文字を含めた各レベルの能力記述例の提示を行う。

なお、日本語能力の判定基準については、来年度以降に検討を行う。

令和元年度日本語教育総合調査概要（案）

1 調査テーマ

大学における日本語教師養成課程の調査・研究

2 趣旨

日本語教師の養成機関の一つである大学（短期大学，大学院を含む）において，どの施設がどのような体制で日本語教師養成を行っているかを把握できていないため，全大学を対象とした網羅的実態調査と研究を行う。特に，養成課程の教員の実態と通信による日本語教師養成課程の実態に焦点を当てて，調査研究を行い，今後の大学の日本語教師養成課程の在り方の検討の一助とする。

また，調査結果から得られる情報から日本語教師養成課程を有する大学の情報を一覧として提供し，ホームページに掲載することで，日本語教育関係者や日本語教師を目指す学生等に情報を発信していく。

3 事業内容

(1) 大学における日本語教師養成課程の実態調査

① 全大学に照会をかけ，日本語教師養成課程の実施状況を調査する。

【調査項目】

- ・日本語教師養成課程の有無，名称
- ・日本語教師養成課程の必要単位数（45単位 or 26単位）
- ・「日本語教育人材の養成・研修の在り方について」（報告）への適応状況
- ・日本語教師養成課程受入れ定員・受入れ条件
- ・担当教員数
- ・担当教員の専攻領域・外国人に対する日本語教育歴
- ・担当教員の背景
（日本語教師養成課程や420単位時間コース受講歴，日本語教育能力検定試験等）
- ・連絡先（電話・FAX・メールアドレス） 等

② ①の調査で日本語教師養成課程を有する大学のうち，通信制の日本語教師養成課程を運営する大学には以下の事項を加えて調査する。

【調査項目】

- ・受講期間
- ・科目
- ・受講方法（回答郵送法，eラーニングの別）
- ・スクーリングの有無
- ・教育実習の有無及び受講方法 等

(2) 実態調査の結果に基づく研究

(1) で得られた情報をもとに，下記の観点における現状の課題を分析・研究する。

- ・教員の背景・専門性の特徴
- ・通信制をとる日本語教師養成課程の在り方

(3) 大学における日本語教師養成課程の情報提供

(1) で得られた情報を一覧化し，ホームページに掲載する。なお，掲載情報は定期的に更新できるよう運用を検討する。